

令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等 物価高騰対策支援給付金の手引き

光熱水費や燃料費の価格高騰の影響を受けた介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等を運営する法人等に対して支援金を支給します。

対 象 者

申請日現在、以下のサービス事業所等を運営する者

【介護サービス事業所等の種別】

短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所

【障害福祉サービス事業所の種別】

短期入所事業所、施設入所支援事業所、共同生活援助事業所、生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

給 付 金 額

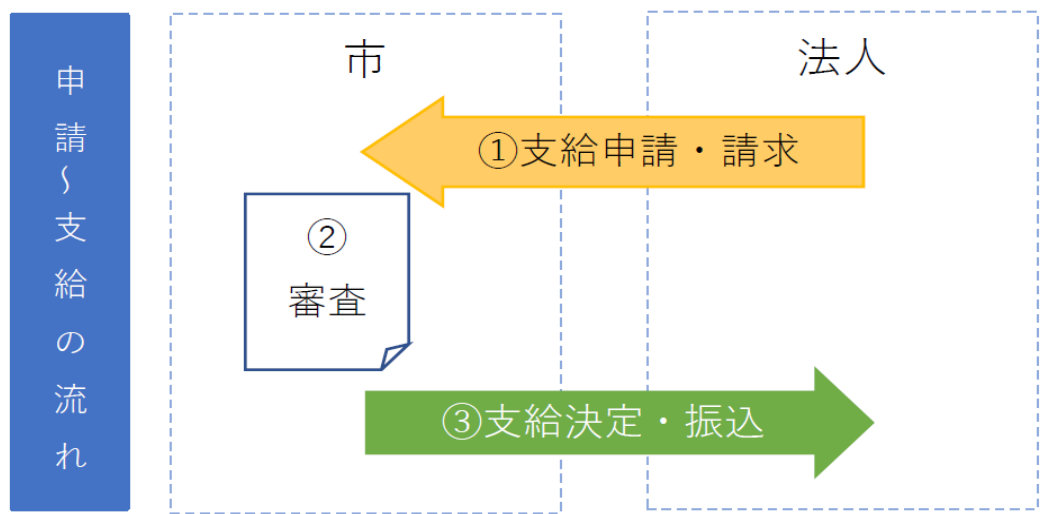
入所系サービス 定員×6,700 円

通所系サービス 定員×2,700 円

訪問系・居宅系サービス 1事業所当たり 54,300 円

※入所系・通所系サービスに対しては光熱水費見合い、
訪問系・居宅系サービスに対しては訪問に使用する車両
燃料費見合いの支援です。

給付金額と 支給の流れ



■申請書兼請求書は、運営法人が作成し、申請してください。(事業所単位での申請ではありません。)

■申請書兼請求書は、必ず法人代表者印を押印ください。(法人印では支給でき

	<u>ません。)</u> ■以下に該当する事業所等は算定の基礎から除きます。 (1) 大津市の区域外に所在する事業所等 (2) 申請日時点において、休止又は廃止している事業所等(休止又は廃止の届出をしていない事業所等を含む。) (3) 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の空床を利用してサービスを提供する短期入所生活介護事業所 (4) 共同生活援助事業所等の空床を利用してサービスを提供する短期入所事業所 (5) 令和7年4月から6月までにおいて、サービス提供の実績がない事業所等 (6) 令和7年4月から6月までにおいて、提供したサービス分の請求で同一建物減算を請求している事業所 (7) 大津市が運営する事業所等 ■令和7年12月26日までに事業所等の休止若しくは廃止の届出があったときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、支給した給付金を返還いただきます。
提出書類	(申請時) ■「令和7年度大津市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書」(様式第1号) ■「申請事業所等一覧表」(様式第1号-1) ■振込先口座の通帳の写し ※振込先は申請者名義の口座に限ります。 (金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ)
申請方法	郵送 もしくは 介護・福祉施設課まで持参 (様式を市のホームページからダウンロードしてください。)
申請期限	令和7年12月26日(金)まで(必着)
申請先 問合せ先	〒520-8575 大津市御陵町3番1号 本館3階 大津市 健康福祉部 介護・福祉施設課 Tel077-528-2738(直通) 平日 9 時～17 時
注意事項	- 宛て先に間違いがないようにご確認をお願いします。 - 提出された書類は返却いたしませんので、必要があればコピーをとり郵送してください。 - 要件を満たさない申請は、本給付金を支給できません。給付しない旨通知します。 <u>虚偽や不正による受給が分かった場合は、給付金の返還を求められます。</u>